令和８年１１月

五城目町議会　議会改革調査特別委員会

これまでの検討における中間報告

～意見交換会「議会を語ろう」資料～

1. はじめに

本報告書は、議会改革調査特別委員会において主に検討を進めている「議員定数」及び「議員報酬」について、これまでの議論の経過や現時点でとりまとめした内容を中間報告するものである。

2. 検討の背景

人口減少や無投票議会の増加で、議員の定数について全国的な見直しが行われている。当町では令和６年３月の議会議員選挙で新たな立候補者が複数出馬し、なり手不足の状態ではない。しかし、急激な人口減少、議員活動に対し、町民からは議員定数に関する意見が多く寄せられており、今まさに議会のあり方が問われている。

今後も町民の信任を得られる議会であるよう改革に向けた調査を行うため、議長を除く 13 名の議員による議会改革調査特別委員会を設置し、議員定数・報酬、また、議会活動全般に関して多角的な観点から検討を進めることとした（議長は参与として出席)。

3. 検討事項

・議員定数
・議員報酬
・委員会へのオンライン出席
・議会公聴会の実施
・議会ＢＣＰ策定＊
・その他

＊議会ＢＣＰとは
大規模災害や感染症流行時でも地方議会の議決・監視などの機能を止めずに継続するため、議会や議員の役割・指揮命令系統・行動手段などを定めた「議会版業務継続計画」(Business Continuity Plan)

4. 特別委員会の開催

特別委員会は、これまで幹事会６回、全体会を３回開催した。

特別委員会において検討すべき事項について整理をした上で、まずは議員定数及び報酬を中心に議論を行った。

議会改革調査特別委員会の開催状況

第１回 幹事会	令和８年 ４月 20 日	検討事項について スケジュールについて	第６回 幹事会	８月 10 日	議員報酬について 住民懇談会について
第２回 幹事会	５月 12 日	議員定数について	第７回 全体会	８月 24 日	議員報酬について 意向調査について
第３回 幹事会	６月 17 日	議員定数について 若年層の立候補推進策について	第８回 幹事会	10 月 13 日	住民懇談会について 資料の確認等
第４回 全体会	６月 30 日	議員定数について 意向調査について	第９回 全体会	10 月 22 日	住民懇談会について 資料の確認等
第５回 幹事会	７月 17 日	議員報酬について 住民懇談会について			

5. これまでの検討の経過と概要

A）議員定数について

① 現状

定数１４人(平成２８年から)

常任委員会構成　総務産業常任委員会（定数７人）

教育民生常任委員会（定数７人）

② 議員定数の考え方（全国町村議会議長会　委託研究事業報告書より）

・住民の多様な意見を議会に反映するために何人の議員が必要か。議会が合議制機関としての機能を十分に発揮するために何人の議員が必要か。
（合議制とは：複数の構成員が話し合いで意思決定する仕組み）

・人口規模だけではなく、面積・地域の特性・委員会運営の考慮も必要。

・議会機能は「意見集約・論戦の場である委員会」と「意思決定の場の本会議」の二層。現行の２委員会制を（総務産業系・生活福祉教育系）を前提とした場合、各委員会は７～８人が望ましく、６人未満では議論が難しい。

③ 参考とした資料・調査結果などの概要

〇全国の人口 5,000～10,000 人規模の町村平均定数は、11.4 人（令和５年調べ)。
〇秋田県内町村の定数は、８～１６人である。**(資料１を参照)**
〇奇数・偶数いずれであっても運用上問題はない。
可否同数の場合は否決するという「現状維持の原則」があるが、現在の状況を変える、改革、変革といった新しい制度を導入したりする場合は、より大きな力、勢力を必要とし、熟議の結果、可決する場合もある。

④ 委員会における中間とりまとめ(意向調査結果)

参与である議長を除き、以下の通りである。

《今後の議員定数は》

●定数１４人（現状維持）が望ましい　　４人
●定数１３人（１人削減）が望ましい　　１人
●定数１２人（２人削減）が望ましい　　７人
●増やすことが望ましい　　１人

〈意見（抜粋)〉

・定数の削減は、監視機能を十分果たせるか、当局としっかり対峙できるかのかの懸念がある。女性・若年層が上がってきやすい議会であるよう、多様な意見が反映される議会であるよう、削減し、当選のハードルを上げるべきではない。
・人口だけで判断せず、監視機能や政策提言機能を果たすため、現行の１４人が適正であり、見直しは町民への十分な説明と理解を得た上で慎重に判断すべき。
・多様な意見が反映され、委員会での質疑が十分なものであるため、現状維持。
・議会改革を進める一歩として１人削減。
・現在の人口、今後の人口推移を想定し、削減すべき。
・思い切った改革として削減が必要。現状維持ではない動きを町民に伝える。
・２委員会で最低６人ずつが必要なことから、現在の体制を維持できる１２人に。
・議員１２人が最低限の数。
・人口減少、なり手不足が大きな問題。議員１２人でも現在の体制を維持できる。
・各町内会長を議員にするか、準議員として報酬を出すことで地区とのつながりを強くする。

B） 議員報酬について

① 現状

月額報酬	**議長**	280,000 円
	副議長	245,000 円
	議員	235,000 円

② 議員報酬の考え方（全国町村議会議長会　委託研究事業報告書より）

・議員報酬は「役務の対価」であり、給与ではない。したがって厚生年金には加入できない。
・ボランティアでも名誉職でも非常勤でもない議員の活動に即した適切な報酬が必要。
・議案の精読・質疑の準備、一般質問の準備・調査研究、住民からの相談対応・情報取集等、表に現れない活動をどう数値化するか。
・現在の議員のためではなく、多くの人が将来立候補し、議員活動がしやすい条件の一つである。
・議員報酬・定数は、議会運営の条件であり、議会運営は住民自治に不可欠である。よって住民自治に関わる議員報酬・定数は住民と共に考えなければならない。

③ 参考とした資料・調査結果などの概要

○全国平均（同一規模自治体）〈第 71 回 町村議会実態調査 R7.7.1 時点〉
・人口 5,000～10,000 人未満　平均 217,667 円（239 団体）
・人口 7,000～ 8,000 人未満　平均 221,951 円（ 41 団体）
○県内町村との比較（資料１を参照）〈R8.9 現在〉
県内１２町村平均　227,667 円
○全国町村議会議長会による原価方式での算出
・首長職務日数（平均）305 日
・町村議会議員の職務遂行日数（平均）107 日
（原価方式を採用した 31 団体の平均）
・五城目町長の報酬　720,000 円
720,000 円÷305 日×107 日= 252,590 円
○平成 18 年から報酬の検討は行われていない。**（資料２を参照）**
○このたびの調査で、期末手当の支給割合が県内どの町村よりも低く、是正すべきとの意見があった。多くの町村が用いている支給割合は、県に準じているものと思われる。

④ 委員会における中間とりまとめ（意向調査結果）

参与である議長を除き、以下の通りである。

《今後の議員報酬は》

●報酬も期末手当支給割合も引き上げる	３人
●報酬は現状維持、期末手当支給割合を引き上げる	７人
●報酬も期末手当支給割合も現状維持	３人

〈意見（抜粋）〉

・平成 18 年より報酬は見直されていない。月額 5,000 円～10,000 円程度、引き上げすべき。

・インフレ率を考慮し、報酬の引き上げを。

・なり手不足に対応するため期末手当を是正するだけでなく、根拠ある報酬の引き上げを。

・議員は本会議・委員会の出席だけでなく、調査・研修・町民対応・地域活動など責任と負担が大きい。若い世代や現役世代が議員を目指し、活動が継続できる環境を整えるため、活動の実態や責任に見合った期末手当の引き上げを検討すべき。

・今後、若いなり手が出てきやすい報酬を求められるよう、まずは町民に議員の活動を知ってもらい、町民の理解を得られるようになってから後に報酬の改革へとつなげていきたい。

6. インターネットでのアンケートの提出

右の二次元バーコードから記入フォームにアクセス可能です。また、五城目町ホームページの新着情報からもアクセスできます。

※紙で提出する場合は、五城目町役場正面玄関ホールに受付箱を用意しております（ＦＡＸも可）。

資料１

秋田県内町村議会議員　定数・報酬月額調べ

	（単位：㎢）		（単位：人）					（単位：円）	（単位：％）
町村名	面積	住基台帳	議員定数	現議員数	議長	副議長	議員	町村長	期末手当支給割合
美郷町	168.3	17,444	14	13	288,000	264,000	255,000	796,000	100分の172.5
羽後町	230.8	13,036	12	12	288,000	267,000	253,000	776,000	100分の172.5
三種町	248.0	14,170	14	14	288,000	255,000	241,000	755,000	100分の163.75
小坂町	201.7	4,421	10	10	289,000	252,000	237,000	706,500	100分の172.5
五城目町	214.9	7,814	14	14	280,000	245,000	235,000	720,000	100分の126.25
井川町	47.9	4,157	11	11	280,000	250,000	235,000	710,000	100分の172.5
藤里町	282.1	2,746	10	10	279,000	242,000	233,000	712,000	100分の171.25
八峰町	234.2	6,086	12	12	276,000	242,000	233,000	750,000	100分の171.25
上小阿仁村	256.8	1,869	8	8	252,000	225,000	214,000	649,000	100分の171.25
東成瀬村	203.7	2,334	10	10	255,000	221,000	211,000	730,000	100分の172.5
大潟村	170.1	2,945	12	12	255,000	212,000	199,000	713,000	100分の172.5
八郎潟町	17.0	5,176	12	12	210,000	194,000	186,000	630,000	100分の157.5

資料2

議員報酬の移り変わり

（単位：円）

適用年月日	議長	副議長	議員
昭和５６年１２月１日	152,000	135,000	130,000
昭和６０年１２月１日	175,000	158,000	153,000
昭和６２年１２月１日	187,000	169,000	163,000
平成　元年１２月１日	200,000	180,000	175,000
平成　２年１２月１日	215,000	191,000	186,000
平成　４年　４月１日	231,000	205,000	200,000
平成　５年１２月１日	241,000	214,000	208,000
平成　６年　４月１日	251,000	222,000	215,000
平成　７年　４月１日	261,000	231,000	223,000
平成　８年　４月１日	272,000	240,000	231,000
平成　９年　４月１日	282,000	249,000	239,000
平成１０年　４月１日	295,000	258,000	247,000
平成１８年　４月１日	280,000	245,000	235,000
令和８年現在	280,000	245,000	235,000

1-4. 原価方式の算定モデル(令和4年モデル)を五城目町に当てはめると

五城目町議会議員(総務産業常任委員会所属)の活動量による試算

議員報酬額の算定式

(4) 議員報酬額(月額)

(1) 議会・議員の活動日数 **111日** ／ (2) 町長の職務遂行日数 **モデル:305日** × (3) 町長の給料 **720,000円** = **262,033円**

→ 町長の給料月額(令和8年4月1日現在)

現行 235,000円 との差 **+27,033円(+11.5%)**

(1) 議会・議員の活動日数の積算((①+②+③)の合計)

議会活動

① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣 **63日**

本会議21、常任委員会10、決算特別委員会4、連合審査会1、議会運営委員会12(広報編集)、全員協議会7、議員派遣・委員派遣8

② 法定外会議・住民との対話等 **7日**

委員会行事参加(教育民生常任委員会所管の行事 平均7日)

議員活動

③ 日常の議員活動 **41日**

地元行事・地域対話 5日(夏祭り・各種団体の総会出席等)

WEB発信・朝市参加等 36日(月3日ペース)

※一般質問・委員長報告の準備、議会BCP提案の作成などは含まず(積み上げで増加の可能性)

※1 実際の活動日数(①・②は会議等の合計、③は1人あたり平均)を記入(同日の重複カウントはしない) ※2 本試算は議員1名のヒアリングに基づく暫定値。算定には全議員の活動調査(1日8時間換算)の平均が必要

(2) 町長の職務遂行日数(モデル:305日)

○ **年間305日をモデル値として設定(法定休日の半分程度を公務につくものと推定)**

365日 − (土曜日・日曜日:104日 + 国民の祝日:16日) × 1/2 = 305日　※町長の実際の職務遂行日数を用いてもよい

出典:全国町村議会議長会(令和4年2月)p.6/五城目町「給与・定員管理等について」(令和8年4月1日現在)/活動日数は本人ヒアリング

1-5. 議長など役職者の報酬額の算定(五城目町)

(3) 報酬額算定にあたっての留意点

- ○ 議長など役職者としての役務部分は活動日数に算入しない(別途加算)
- ○ 表に現れない議員活動も住民に説明できるものは、割り落とさず全てカウント
- ○ 住民説明の際には、数値(議員報酬)だけでなく活動内容の提示も必要
- ○ 現行の報酬額と大きく乖離した場合の段階的増額、住民の合意が得られない場合の条例適用の先送り等、弾力的な運用も検討

1-5. 議長など役職者の報酬額の算定

役職者の議員報酬の実態(令和8年4月)

議員	常任委員長	議運委員長	副議長	議長	町長
235,000円	要確認	要確認	245,000円	280,000円	720,000円
			↑ 1.04倍	↑ 1.19倍	↑ 3.06倍(議員比)

※ 常任委員長・議会運営委員長の報酬額は、議員報酬条例で区分があるか確認が必要(町公表資料では議長・副議長・議員のみ確認)

役職者加算の手法

原価方式を当てはめる手法

活動内容を踏まえた原価方式を役職者の活動にも当てはめる。根拠は明確だが詳細なデータが必要で、サンプルが少ないため役職者交代ごとに修正が必要

活動量の予測値に基づき算出する手法

職責を踏まえて活動量の予測値を立て、加算率を算出する。議員報酬との単純比較ではなく、活動量の比較による加算率に留意

役職	役職者の権限・活動(例示)
議長	議場の秩序保持、議事整理、議会事務統理、議会代表権等に基づく活動。本会議・全員協議会等の準備、議会内や執行部との調整、各種行事・町村議会議長会等への出席等
副議長	議長の職務を代行する活動や副議長としての活動等(議長の活動と重なる場合が多い)
委員長	委員会の議事整理、秩序保持権に基づく活動、委員長報告・委員会報告書の作成・提出、委員会視察の準備、副委員長・議会事務局・執行部との調整等

出典:全国町村議会議長会(令和4年2月)p.7/五城目町「給与・定員管理等について」(令和8年4月1日現在)

1-6. 議員報酬の適正水準を考える(五城目町)

昭和53年モデル「全国標準」

首長	305日	議員報酬の標準比率を長の給料月額の30%～31%とした。
議員	107日	

概ね一致

五城目町の現行

720,000円
235,000円

32.6%
(町長比)

ポイント

○ 地方分権改革により活動量は増加
○ 現行は町長比約33%で、標準比率30～31%とほぼ同水準
○ 生計を維持できない低水準は、なり手不足の一因

再考

○ 40年以上が経過
○ 議会改革の急速な発展を考慮
○ 活動量豊富な議会が「全国標準」にしばられる等の弊害

期待する報酬額に見合う活動量(町長 720,000円・305日換算)

<町長モデル>

			試算(五城目町)				
活動量	89日	105日	**111日**	127日	148日	169日	305日
報酬額	210,098円	247,869円	**262,033円**	299,803円	349,377円	398,951円	720,000円
	(29%)	(34%)	(36%)	(42%)	(49%)	(55%)	(100%)

現行の議員報酬 **235,000円** は、活動量に換算すると **約100日分**。本人ヒアリングによる試算 111日 **(262,033円)** は現行より 27,033円(+11.5%)高い水準。

○ 議員の活動量が常勤である町長の活動量に近づけば、議員報酬に生活給的要素が増加
○ 原価方式によれば、議会改革に伴う議会・議員活動の豊富化により議員報酬の水準は上昇
○ 五城目町で進めるには、全議員の活動調査で平均日数を確定し、住民説明(議会報告会等)→特別職報酬等審議会へ

出典:全国町村議会議長会(令和4年2月)p.8/五城目町「給与・定員管理等について」(令和8年4月1日現在)/試算は議員1名の活動日数に基づく暫定値

五城目町議会　議会改革に関するアンケート

【公募期間：2026 年 11 月 5 日（木）～11 月 19 日（木)】

今後の議論の参考にさせていただくため、アンケートにご協力をお願いいたします。

1. 記入者

年代	□～10 代　□20 代　□30 代　□40 代　□50 代 □60 代　□70 代　□80 代以上	住所	□五城目町 □五城目町以外

2. 中間とりまとめ報告書等を読んでのご意見をお書きください。

項　目	ご意見及び理由をご記入ください
定数について	
報酬について	
その他 議会活動全般について	

定数・報酬・その他のうち、ご意見がある項目だけのご記入でかまいません。

※お寄せいただいたご意見は今後の議論の参考とし、最終的な報告書を取りまとめる上で、特別委員会の考え方とともに整理し、後日公表します。

提出先	持参　：五城目町役場正面玄関ホール（受付箱を用意しています）
	FAX　：018-852-5402
	メール：gikai@town.gojome.lg.jp
	※資料に記載の二次元バーコードからスマホやパソコンでの提出も可能です。

（お問い合わせ先：五城目町議会事務局　TEL:018-852-5411）